平成２２年（フ）第７０号
千葉県君津市杉谷１番地１
債務者　小川　　優
1　決定年月日時　平成22年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２２年（フ）第１１０号
新潟県柏崎市松美１丁目11番49号
債務者　藤田裕三子
1　決定年月日時　平成22年６月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２２年（フ）第１１８号
新潟県長岡市中沢１丁目2299番地
債務者　櫻井　貴子
1　決定年月日時　平成22年６月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２２年（フ）第５４６号
名古屋市中川区露橋２丁目15番７号　イトーピア八島マンションＢ棟708号
債務者　岸　　幸作
1　決定年月日時　平成22年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１１４４号
名古屋市港区木場町８番地の11　木場東住宅510号
債務者　丈企画こと　中野　丈夫
1　決定年月日時　平成22年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１２５４号
愛知県北名古屋市熊之庄古井165番地２
債務者　斉藤　明美
1　決定年月日時　平成22年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１４６３号
名古屋市緑区森の里２丁目６番地　森の里荘９棟511号
債務者　小島　慎也
1　決定年月日時　平成22年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３２号
滋賀県長浜市殿町５番36号
債務者　米谷くりゑ
1　決定年月日時　平成22年６月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２２年（フ）第３３号
滋賀県長浜市殿町５番36号
債務者　米谷　義憲
1　決定年月日時　平成22年６月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２２年（フ）第５２８号
埼玉県川口市大字石神172番地の14
債務者　松本　良美
1　決定年月日時　平成22年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第５５２号
さいたま市南区根岸５丁目６番６号　ピエタテール花園106号室
債務者　長沼　秀男
1　決定年月日時　平成22年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第５６７号
埼玉県川口市朝日３丁目６番15号　メゾン大西202号
債務者　丸岡　和彦
1　決定年月日時　平成22年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第６５６号
さいたま市桜区大字大久保領家590番地５
債務者　西郷　郁子（旧姓柴山）
1　決定年月日時　平成22年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第６６０号
さいたま市北区本郷町17番地８　県営西本郷団地602
債務者　森田　弘子
1　決定年月日時　平成22年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第６６２号
埼玉県和光市下新倉５丁目１番23号　メゾンイーグル201、旧住所埼玉県和光市新倉２丁目19番45―201号　リーベスト和光Ⅱ
債務者　泉　　茂樹
1　決定年月日時　平成22年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第７０３号
埼玉県久喜市上内478番地　わし宮団地１街区26棟102号
債務者　梅沢　　清
1　決定年月日時　平成22年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第７０４号
埼玉県久喜市上内478番地　わし宮団地１街区26棟102号
債務者　梅沢ケイ子
1　決定年月日時　平成22年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係